

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、介護保険に関する事務において特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

## 公表日

令和8年4月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険等の規程に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 <small>⑦介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務</small>
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル 保険料賦課・収納管理ファイル 認定管理ファイル 給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表(介護保険法に基づく市町村長の事務)並びに介護保険法第12条第38条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表介護保険法に基づく事務に係る情報連携(要介護認定・保険給付・介護保険料関連)並びに介護保険法施行令等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部介護保険課介護保険係
②所属長の役職名	健康部介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 健康部 介護保険課 介護保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1719
⑨規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。どの局面においても、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群及びそれに基づく各府省庁ポリシーを遵守している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年8月2日	公表日	2015/3/26	2016/8/2	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	堤田 俊雄	目崎 康浩	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	2016/4/1	2017/4/1	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	朝霞市 健康づくり部 長寿はつらつ課 介護保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1719	朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 介護保険係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話 048-463-1719	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康づくり部長寿はつらつ課介護保険係	福祉部長寿はつらつ課介護保険係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	2017/4/1	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	目崎 康浩	福祉部次長兼長寿はつらつ課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険等の規程に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険等の規程に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部次長兼長寿はつらつ課長	福祉部長寿はつらつ課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の93、94、95の項 並びに介護保険法施行令等	番号法第19条第8号、別表第二の93、94、95の項 並びに介護保険法施行令等	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年11月1日	公表日	令和5年4月1日	令和5年11月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、手続きの検索・電子申請機能	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年11月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	2024/4/1	2025/4/1	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	-	項目の追加	事後	様式変更に伴い追加するもので、重要な変更の対象である記載事項に該当しない。
令和7年4月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴い追加するもので、重要な変更の対象である記載事項に該当しない。
令和8年4月1日	公表日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 福祉部長寿はつらつ課介護保険係 ②所属長の役職名	①部署 健康部介護保険課介護保険係 ②所属長の役職名	事後	機構改革に伴い変更するもので、重要な変更の対象である記載事項に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部 長寿はつらつ課	健康部 介護保険課	事後	機構改革に伴い変更するもので、重要な変更の対象である記載事項に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一 第68項	別表(介護保険法に基づく市町村長の事務)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の93、94、95の項	別表介護保険法に基づく事務に係る情報連携(要介護認定・保険給付・介護保険料関連)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	介護保険等の規程に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限	介護保険等の規程に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収、及びそれに伴う給付制限 ⑦介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)、介護情報基盤	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。